

## 新居浜市U I Jターン保育士等支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市外から市内の保育所等へ新たに就職する保育士等の転居に要する経費について、予算の範囲内において、新居浜市U I Jターン保育士等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等における人材の確保と子育てしやすい幼児教育・保育環境の整備を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 子ども・子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業
- (4) 学校教育法第1条（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園

2 この要綱において、「保育士等」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法第18条の4に規定する保育士
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項に規定する保育教諭

3 この要綱において、「常勤職員」とは、「月120時間以上勤務する者」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育士等の資格を有する者又は就職までに有することが見込まれる者
- (2) 市内の同一保育所等において常勤職員の保育士等として正規保育士として雇用され、1年以上継続して勤務する意思を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ア 就職を機に愛媛県外から愛媛県内に転居した者
  - イ 愛媛県内の指定保育士養成施設を卒業した翌年度から就職を機に愛媛県内で転居した者（新居浜市内の転居を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象としないものとする

- (1) 採用した運営主体が運営する市外の保育所等に保育士等として勤務し、転勤等により新居浜市内の保育所等に勤務する者
- (2) 勤務開始前の1年以内に、常勤・非常勤問わず新居浜市内の保育所等で勤務していた者
- (3) 施設長又はこれに類する管理職業務等に従事しており、幼児教育・保育業務に専念していない者
- (4) 移住及び転居に係る他の補助制度を受けたことがある者
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがある者
- (6) 他市町において、U I Jターン保育士支援事業に係る補助制度を過去に受けたことがある者

### (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新居浜市UIJターン保育士等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育所等勤務(採用)証明書(様式第2号)

(2) 次に掲げる資格の区分に応じ、次に定める書類の写し

ア 保育士 保育士登録証(児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録証をいう。)又は同条第1項に規定する登録の手続きを行っていることが確認できる書類

イ 保育教諭 前記アに規定する書類及び幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)の写し

(3) 住民票の写し

(4) 住宅の賃貸借契約書、学校の卒業証明書その他市外に居住していたことを証明する書類の写し

(5) 補助対象経費に係る契約書、支払いが確認できる領収書等の原本

(6) 申請者本人の写真付き証明書の写し

(7) 申請者本人名義の振込先口座が確認できる預金通帳の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、勤務開始日が属する年度において行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して、交付を決定し、新居浜市UIJターン保育士等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、その旨を新居浜市UIJターン保育士等支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前項の規定による交付決定を受けた者は、新居浜市UIJターン保育士等支援事業費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第8条 市長は、新居浜市UIJターン保育士等支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認められるときは、交付決定者に対し、交付に関する報告を求め、その報告に対し、調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第10条 補助決定者は、関係書類を整備し、補助金の交付の完了した年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(保育教諭の資格の特例)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第5条第1項に規定する期間が経過するまでの間において、同項の規定により保育教諭となっている者に係るこの要綱の規定の適用については、第5条第1項第2号イ中「及び」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	市外から市内の保育所等へ新たに就職するために要する次の経費 ・ 転居のために必要な引越費用 ・ 転居のために必要な旅費(転居前住所地と転居先住所地間の移動に要する公共交通機関又は高速道路の利用料金に限る。) ・ 住宅賃借費用(礼金、仲介手数料、家賃等)
補助金額	1人当たりの上限額200,000円(補助対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額。ただし、補助対象経費に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)